

## 優れた第三者委員会報告書の表彰について

優れた第三者委員会報告書表彰委員会

### 1. 優れた第三者委員会報告書を表彰する目的

優れた第三者委員会報告書を表彰することにより、具体的なベストプラクティスを紹介し、その後作成される調査報告書の手本とすることを目的とする。

### 2. 表彰委員会の構成

落合 誠一 氏	(東京大学名誉教授) (委員長)
土屋 直也 氏	(ニュースクラ編集長・元日本経済新聞社編集委員)
大崎 貞和 氏	(野村総合研究所主席研究員)
川本 裕子 氏	(早稲田大学教授)
遠藤 元一 氏	(弁護士)
山口 利昭 氏	(弁護士)

### 3. 表彰委員会の独立性

本委員会及び各委員は、選考対象となった第三者委員会の各企業および各第三者委員会のいずれとも利害関係はなく、また第三者委員会報告書格付け委員会及び各委員から独立性を有しており、独自の立場で優れた第三者委員会報告書の選考を行う。

なお、選考対象となる第三者委員会報告書の中に表彰委員会委員が関与したものが含まれている場合には、当該委員による当該報告書への投票は認めないこととするが、今回の選考対象に該当するものは存在しなかった。

### 4. 選考手続

#### (1) 選考対象

平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に公表された第三者委員会による調査報告書  
※なお、社外役員ではない役員や従業員が調査主体（委員）に含まれる調査報告書（「社内調査委員会による調査報告書」）についても検討を行い、特に優れたものがあれば表彰対象に加えることとした。

#### (2) 選考基準

調査報告書に関する諸要素を総合的に勘案し、各委員の見識により評価することとし、細かな採点基準は設けない。

#### (3) 選考手順

##### ① 候補作の選考

本委員会の事務局担当である山口氏及び遠藤氏が中心となり、選考対象となる調査報告書（第三者委員会による調査報告書約 15 点、社内調査委員会による調査報告書約 25 点）の中から候補作を選考する。

② 委員による検討

各委員は選考対象となった調査報告書を検討し、評価する。なお、その際には委員が集まって候補作に関する意見交換も行う。

③ 委員による投票

A) 各委員は優れた調査報告書であると考えたもの1位及び2位を選考して投票する

B) その際、各委員は優れていると評価する理由等を簡潔にコメントする

C) 各委員の投票結果を1位2点、2位1点として集計する

④ 委員による協議及び決定

各委員の投票結果及びコメントを踏まえて委員が協議し、表彰対象とする調査報告書を決定する。

## 5. 選考結果

山口氏及び遠藤氏による候補作選考の結果、5点の調査報告書が候補作として選定された。

その後、委員は当該5点の調査報告書を検討し、意見交換の結果も踏まえて投票を行った。

その結果、全委員が一致して株式会社テクノメディカの調査報告書を1位に投票したのに対して、2位の投票対象は分散した。

この投票結果を踏まえ、委員による協議の結果、本委員会は、株式会社テクノメディカの調査報告書を平成28年（2016年）の優れた第三者委員会報告書として表彰することと決定した。

### 【表彰対象の調査報告書】

株式会社テクノメディカの設置した第三者委員会による「調査報告書」

（公表日：平成28年6月23日）

<http://www.technomedica.co.jp/t01/files/ir/%E7%AC%AC%E4%B8%89%E8%80%85%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E3%81%AE%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E5%8F%97%E9%A0%98%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf>

#### ① 事案の概要

売上高の前倒し計上、海外取引に関する不正、A社との間の取引に係る不適切な会計処理、その他の不適切な会計処理が行われたという事案。

#### ② 委員会への委嘱事項

- ・ 売上取引に係る事実関係の調査
- ・ 売上取引に係る会計処理の適正性・妥当性を欠くと判断した場合、その原因究明・採るべき会計処理の検討

- ・ 再発防止策の提言

#### ③ 委員会の構成

宇澤亜弓（公認会計士）

石井輝久（弁護士）

熊谷真喜（弁護士）

## 6. 表彰対象となった調査報告書に対する各委員のコメント

- 経営トップである会長や経営幹部が主導的に関与した架空取引などの不正行為に対して、会社側の十分な協力が得られないまま詳細な事実関係を解明した。また、右肩上がりを志向する会長の強引な経営に役職員が規範意識を欠いて追随するという独自の企業風土を厳しく指摘し、内部統制制度の再構築など踏み込んだ再発防止策を提言した。
- 明確に責任を判定している点、会計不正という影響の深刻な問題に関する調査に取り組んでいる点を評価できる。
- 監査法人へのヒアリングがないという点に不満は残るものの、会社側の協力が得られない困難な状況下で、合理的な説明を得られない場合に不正と認定したり、常務取締役に対するヒアリングから代表取締役会長が不正行為に関与していた供述を引き出して不正行為に代表取締役会長および常務取締役が関与していたことを認定したことは、任意調査という制約がある中で、核心に迫る事実認定が行われている点は高く評価できる。
- 会社側が調査に極めて非協力的で虚偽説明が多かったことを明確に記述している。そのような中でトップである会長の関与を明確にしている点は非常に大きな成果である。

## 7. 優れた第三者委員会報告書の表彰について

平成 27 年 9 月、本委員会は、平成 26 年に公表された第三者委員会報告書を対象として、第 1 回の優れた第三者委員会報告書の表彰を行った。

平成 27 年に公表された報告書の表彰については都合により実施しなかったが、今般、本委員会は平成 28 年に公表された報告書を対象として第 2 回の表彰を行った。

優れた第三者委員会報告書を表彰することにより、具体的なベストプラクティスを紹介し、その後作成される調査報告書の手本とすることを目的とする、という表彰制度の目的を踏まえ、本委員会としては、今後も可能な限り年 1 回のペースで優れた調査報告書の表彰を実施する予定である。